

内部管理体制

「みずほフィナンシャルグループ」の一員としての、当行のリスク管理体制、法令遵守の体制を説明いたします。

リスク管理体制

金融自由化の進展により経営環境が大きく変動する中で、リスクは多様化・複雑化しており、金融機関は業務を行うに当たり、信用リスク・市場リスクのほか事務リスク・システムリスク・法務リスク等、様々なリスクを抱えています。

当行は、自己責任原則の下で様々な経営リスクを適切に管理することが極めて重要であるとの認識に基づき、リスク管理体制の整備およびリスクの適切なコントロールに取り組んでいます。

信用リスク・市場リスクについては、リスクの定量的把握手法に基づき統合的に管理しているほか、その他のリスクについては、リスクの特性に合わせたリスク制御・把握に努めるとともに、リスク管理体制の向上に取り組んでいます。

統合リスク管理体制

統合リスク管理の基本的な考え方

金融の自由化・国際化が進展するとともに、金融技術が高度化する環境下において、金融機関は様々なリスクを管理しつつ、収益力を強化していくことが必要となります。

当行は、統合リスク管理体制を導入し、ビジネスユニットへのリスク資本の配賦を通じて、リスクの適切な把握・コントロールおよび収益管理、経営資源の効率的配分を実施しています。

統合リスク管理の基本的な考え方

負っているリスクをトータルとして測定し、経営としての許容範囲に制御するとともに収益の極大化を図る

リスク資本の配賦

リスク制御の機能

- ・リスク総量の測定
- ・リスク上限等の設定
- ・リスクを制御するための枠組みの整備

経営資源の配分機能

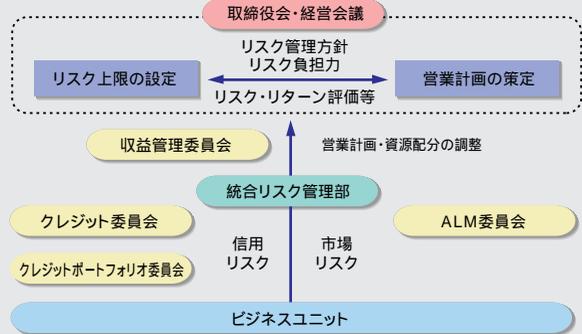
- ・リスクをベースとした収益力の極大化および収益性評価
- ・ビジネスユニットへのリスク資本の効率的な配賦

統合的なリスク管理

金融機関は様々なリスクを抱えているため、統合リスク管理を実施するに当たっては、異なる種類のリスク量を測定し、合算して管理する必要があります。当行では、市場リスクおよび

信用リスクについて、リスク量を定量的に把握することにより、異なるリスクを統合的に管理しています。

統合リスク管理体制



リスク資本の配賦

当行では、統合リスク管理の枠組みの下、各ビジネスユニットに対してリスク資本を配賦しています。また、リスク資本をベースとしてリスク上限、損失上限等を設定することにより、リスク制御の枠組みを構築しています。

リスク資本は自己資本等を配賦原資とし、企業維持に必要な最低自己資本額、新規業務見合いキャピタル等を留保した上で、各ビジネスユニットに配賦します。各ビジネスユニットは配賦されたリスク資本を活用して事業活動を行います。その結果生じる収益をリスク資本と対比して評価することにより、リスクをベースとした収益性の評価を実施し、経営資源の効率的な配分を実施します。

各ビジネスユニットへのリスク資本の配賦は、収益性の評価のほか、経営戦略上の位置付け、競争力・成長性等を総合的に判断して実施します。

なお、統合リスク管理の枠組みは連結ベースで実施しており、リスク資本はビジネスユニットを通じて連結子会社に対しても配賦しています。

リスク資本の配賦



信用リスク管理体制

信用リスクとは、金融機関の与信先の信用状態が悪化することにより債権の回収が困難となり、それに伴って損失が発生するリスクを言います。

信用リスク管理体制

当行は、信用リスクを適正な範囲・規模にコントロールし、リスクに見合ったリターンを追求することにより、資産の健全性確保と収益力強化に努めています。なお、本年度より、前述の統合リスク管理の枠組みにより、各ビジネスユニットに対して信用リスクに見合うリスクキャピタルを配賦し、リスク上限等による制御を実施しています。

当行では、営業部門から独立した審査部および統合リスク管理部が連携して、全行的な信用リスクを統括・管理しています。

銀行の信用リスク管理には大きく分けて二つの側面があります。第一には、個別取引先やグループ毎のモニタリングによる信用リスク管理です。第二には、個別取引をすべて合わせた与信ポートフォリオ全体としてのモニタリングによる信用リスク管理です。当行では、これらの二つの信用リスク管理を並行して行うことが重要と考えています。

当行では、個別取引毎の信用リスク管理を審査部が担当し、企業審査手法に基づく行内格付の付与を行うとともに、企業の信用状況を常時実態的にモニタリングする体制を構築し、与信管理方針の策定、並びに国内外の与信案件審査を行っています。また、与信ポートフォリオ全体の信用リスク管理については、統合リスク管理部が担当し、金融工学的手法を活用

したリスク量の計測とそれに基づくポートフォリオ分析・モニタリングを行っています。両部が相互に連携して分析・評価を進め、運営手法の高度化や分析結果の共有を図りながら、取締役会、経営会議、クレジット委員会、クレジットポートフォリオ委員会等の場において、共同で経営陣へ総合的なリスク状況の報告・提言を行っています。

信用リスク管理手法

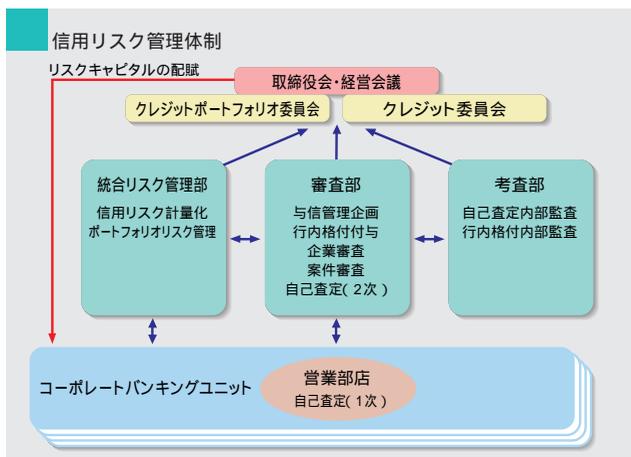
行内格付と企業審査体制によるモニタリング

当行の企業審査手法の原点は、財務面のみならず、経営面での実態把握、業界動向等を統合的に分析・評価することにあります。

お取引先の特色と問題点・課題を多面的に検討し、その事業資質を理解することは、与信判断を行う上で必要なばかりでなく、経営上の問題点・課題に対する的確な解決方法をお取引先にアドバイスさせて頂くことにも役立ちます。

当行では、このような生きた事業経営の視点に立脚した審査手法を活かしつつ、行内格付に基づいた信用リスク管理手法の充実に力を入れています。

行内格付は、個別与信先の信用状態を判定する指標として用いられており、信用リスク管理の基礎となるものです。具体的には、様々な角度からの分析をもとに、多数の財務指標の中から最適な指標群を用いて定量的な財務評価を行った上で、業種特性や営業基盤のような定性的な評価を加えて算出された10段階の評価体系となっており、国内外、事業法人・金融法人を問わず、統一的に与信先の信用状態を表すものです。行内格付は、与信審査に係わる決裁体系に組み込まれる等、重要な与信判断基準の一つとして運用されるほか、自己査定との運営や、与信ポートフォリオ全体に関する信用リスク計量化のプロセスにおいても、重要な指標として活用されています。そのため、与信先の信用状況の変化を実態的に把握し、適時適切に行内格付へ反映していくことが重要となります。当行では企業審査セクションのアナリストが、業界動向やクレジットイベントの捕捉等を踏まえた、より詳細な実態分析に基づく行内格付モニタリングを、恒常的に実施しています。



ポートフォリオ管理と信用リスクの計量化

当行では、先に述べた従来からの行内格付等に基づく個別与信管理に加え、信用リスク計量化の手法に基づく、与信ポートフォリオ全体の信用リスク管理を実施しています。

信用リスクの計量化とは、行内格付を活用することにより、当行の保有する与信ポートフォリオ全体についての信用リスクを定量的に捉えるための手法です。

信用リスク管理については、個別取引における信用リスク管理に万全を尽くせば良いという考え方があるかもしれませんが、しかし、与信ポートフォリオ全体の信用リスク量は、一般に、与信が特定の企業・業種・国や地域に集中するほど大きくなります。例えば、取引開始時には優良企業と考えられたお取引先や前途有望と考えられた業種であっても、環境の変化によって急速に業績が悪化する可能性も考えられます。また、与信が特定の業種・地域や取引先グループに偏っていると、環境の変化や不測の事態により、集中的に大きな損失が生じてしまう可能性が高くなります。このような事態を予め想定し、未然に防ぐため、「ポートフォリオ内の分散」の観点による管理が必要とされるのです。

当行では、計量化アプローチを活用した信用リスク量のコントロール手法により、特定の企業グループ・業種・地域への与信の偏りを効果的に調整し、適切なポートフォリオ構築を目指しています。具体的には、特定企業・グループへの与信集中をコントロールする手法として「格付別与信上限」、「企業グループ

別与信ガイドライン」、業種・地域への与信集中をコントロールする手法として「地域・業種別ポートフォリオ・ガイドライン」という運営手法を導入しています。当行では、これらのコントロール手法を効果的に活用することにより、適切な信用リスク管理を実施していきます。

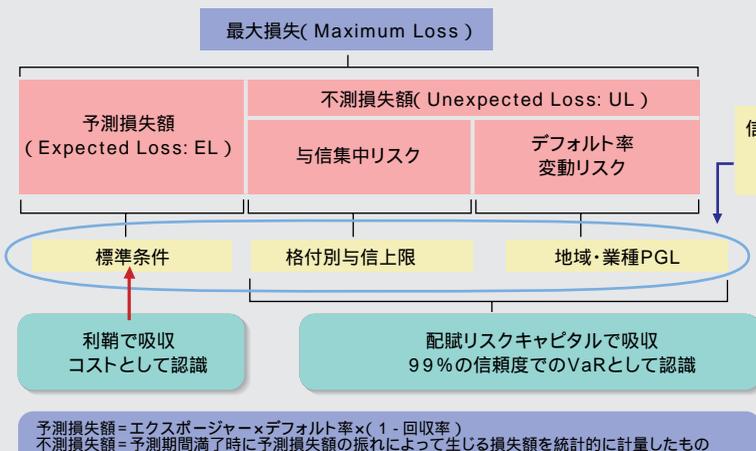
信用リスク管理とポートフォリオ・マネジメント

当行では高度な信用リスク管理を行うことにより、信用コストの削減を図ると同時に、アクティブな与信ポートフォリオ・マネジメントも展望しています。アクティブな与信ポートフォリオ・マネジメントとは、資産の取得・売却等を戦略的に行い、リスクの極小化・リターン

の最大化を狙う、能動的なポートフォリオ運営を指します。当行では、このような能動的なポートフォリオ運営の実現により、銀行全体の資本効率が高まり、結果として収益力、株主価値の向上に繋がるものと考えています。当行ではその基盤としての信用リスク管理を、より一層高度化するよう努力しています。



信用リスクコントロールの仕組み



標準条件

与信取引毎に発生する予測損失額が利鞘で常にカバーされるよう標準的な取引条件を設定します。

格付別与信上限

特定企業に与信が集中することにより信用リスクが高まることを回避するため、行内格付別に各企業に対する与信額の上限を設定します。地域・業種別PGL(ポートフォリオ・ガイドライン)と組み合わせた運用により、効果的に不測損失額をコントロールします。

地域・業種別PGL

特定の地域・業種に与信が集中しないよう地域・業種毎に取引額の上限を設定します。

市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利・株価・為替等の市場レートの変動により、デリバティブを含む、保有する金融資産・負債の価値が変動するリスクのことです。

市場リスク管理体制

市場取引を行う拠点には、市場取引の実行部署(フロントオフィス)と、フロントオフィスから独立して収益・リスク量を計測する部署(ミドルオフィス)を設置し、さらにミドルオフィスの本部として統合リスク管理部が当行全体の持つリスク量を最大損失予想額(Value at Risk、以下VaR)で一元的に把握しています。なお、本年度より、前述の統合リスク管理の枠組みにより、各ビジネスユニットに対して市場リスクに見合うリスクキャピタルを配賦し、リスク上限等による制御を実施しています。

また、統合リスク管理部は、当行が抱えるリスクを様々な角度から分析し、取締役会・経営会議・ALM委員会等の場において、経営陣へリスク状況の報告・提言を行っています。経営陣への報告は、これらに加え、日次で行うとともに、状況に応じて随時実施しています。

市場リスク管理手法

当行は、前述のように市場リスクを制御する統一的な指標

としてVaRを利用しています。また、下表に示すような指標に上限を設定する等、VaRを補完する手法も併用することにより、きめ細かな管理・制御を行っています。

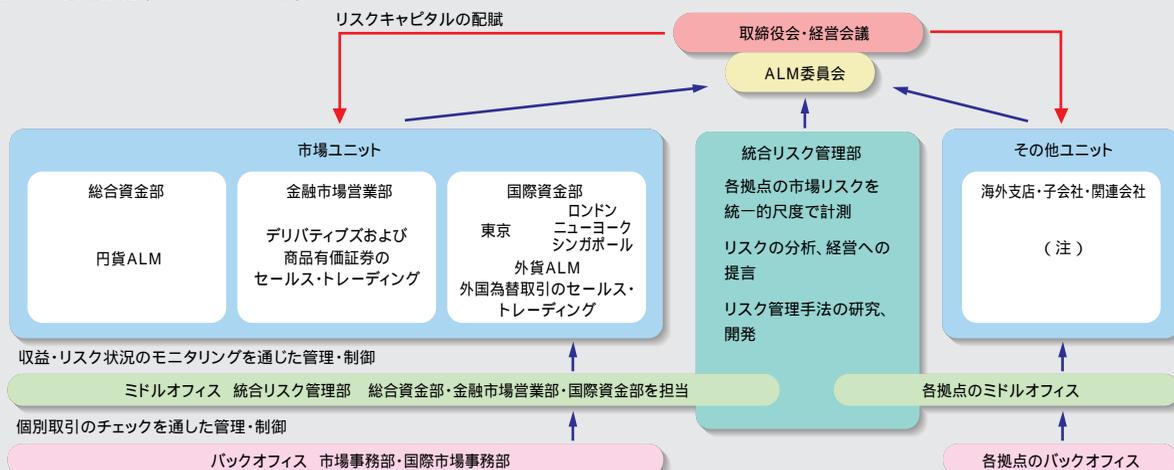
市場リスク管理に用いる手法や指標

VaR (Value at Risk)	金利・為替等の将来の動きを、過去のデータを用いて統計的手法により推計した上で、一定の確率の範囲内(当行では99%を使用)で計算される最大損失額。
ストレステスト	VaRが前提とする統計的な変動から乖離して市場レートが変動することに備え、市場の極端な急変動(ストレシナリオ)を想定して計測される損失額。
金利感応度 (デルタ)	金利水準が一定の幅(通常は0.01%=1bp)だけ変動する場合に、保有するポジションの価値がどれだけ増減するかを示した数値。きめ細かなポジション運営を行うために、各金利関連ポジション枠毎に通常その上限として設定。
ガンマ	金利水準が1bpだけ変化する場合のデルタの変化額。オプションのポジション運営を行う際に、上限として設定。
ベガ	ボラティリティが1%変化する際の、資産・負債価値の変化額。オプションのポジション運営を行う際に、上限として設定。 (注:ボラティリティとは、将来の一定期間における市場レートの期待変動率)
商品毎の取引上限	商品によって、市場で一度に売買できる量には違いがあるため、必要に応じ、それぞれの商品毎に取引上限金額を設定。
ロスリミット	各ポジション枠毎に、一定期間の累積損失額の上限を設定。

管理手法の高度化

統合リスク管理部には、先進的な金融理論を理解し、駆使できる人材を投入しており、リスク計測手法の研究・開発を進めるとともに金融新商品の評価ロジックの検証等も行い、日々、管理手法の高度化を図っています。

市場リスク管理体制(平成12年6月末現在)



(注)管理対象としている主要な海外支店、子会社、関連会社は次の通り(ロンドン、ニューヨーク、シンガポールは組織上、国際資金部の一部を構成)
 (支店) 香港、上海、バンコック
 (子会社・関連会社) 興銀証券、ドイツ興銀、ルクセンブルグ興銀、IBJトラストカンパニー、ロンドン興銀、スイス興銀、エヌジェイ、カナダ興銀、オーストラリア興銀、インドネシア興銀、IBJホワイトホール銀行、興銀信託銀行、IBJストラテジック・インベストメンツ・USA、アイピージェイ・ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ証券

バンキング業務における市場リスク管理

当行のバンキング業務(ALM^(*1)並びにトレジャリー業務)では、担当部(円貨については総合資金部、外貨については国際資金部)が、各営業部店の運用・調達取引を市場金利に基づくレートにより受け入れ、金利リスクを一元的に運営管理する体制を整えています。その上で、オンバランス・オフバランスを統合した金融資産・負債の公正価値^(*2)とともにVaR、金利感応度(デルタ)、損益等の指標を算出し、リスクの制御に活用しています。具体的には、ALM委員会で各々の指標の上限値、アラームポイント等を設定し、統合リスク管理部でその遵守状況をモニタリングするとともに、必要に応じ、随時ALM委員会を開催する等の対応を行っています。

平成11年度のバンキング業務に関するVaRの実績は、表Aに示した通りです(いずれも保有期間1カ月、信頼区間99%)。

表Bは、年度末時点の金利感応度(デルタ)額を期間別に表示したもので、このような分析により金利変動が期間収益に与える影響についても把握しています。

		VaR
平成10年度	期末値	1,624
	期末値	382
平成11年度	平均値	696
	最大値	2,355
	最小値	157

保有期間1カ月、信頼区間片側99%、市場データ観測期間250日
総合資金部と国際資金部のVaRの単純合計値
なお、平均値、最大値、最小値の算出に際しては、月末計測値より算出

平成11年度	幣種	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
		円	0.9	0.9	0.8
	ドル	0.2	0.6	4.5	5.3
	ユーロ	0.2	0.4	0.9	1.6
	その他	0.0	0.0	0.0	0.1

注)1.金利感応度(デルタ):金利が1bp(0.01%)変化した場合の公正価値の変化(マイナス)の数値 - 金利が1bp低下した場合に公正価値が増大(プラス)の数値 - 金利が1bp上昇した場合に公正価値が増大
2.円については総合資金部の取引を対象に作成
3.ドル、ユーロ、その他については、国際資金部(ニューヨーク室、ロンドン室、シンガポール室を含む)における取引を対象に作成

トレーディング業務における市場リスク管理

当行のトレーディング業務では、担当部署(金融市場営業部と国際資金部、および連結対象子会社)がグローバルな連携の下、機動的な運営を行う体制を整えています。当行では、このような体制に対応し、全拠点を統一したシステムで当行独自の内部モデルに基づくVaRを計測し、制御に活用しています。

具体的には、バンキング業務同様ALM委員会で各々の指標の上限値、アラームポイント等を設定し、統合リスク管理部でその遵守状況をモニタリングするとともに、必要に応じ、随時ALM委員会を開催しています(なお、当行の内部モデルは、分散共分散法^(*3)とモンテカルロシミュレーション法^(*4)を併用したモデルであり、主要通貨の金利・対円為替レート等、約200個の市場データをリスクファクターとして採用しています)。

平成11年度のトレーディング全拠点におけるVaRの実績は、表Cに示した通りです(いずれも保有期間1日、信頼区間99%、トレーディング全拠点のVaRを計測する際には、各拠点で保有しているポジションをネットアウトした上で計算しています)。

		VaR
平成10年度	期末値	28
	期末値	22
平成11年度	平均値	25
	最大値	34
	最小値	19

保有期間1日、信頼区間片側99%、市場データ観測期間49日
なお、平均値、最大値、最小値の算出に際しては、日次計測値より算出

また、当行では、内部モデルにより日々求められたVaRと仮想損益(前営業日からポジションを変化させないと仮定し、市場変動のみにより生じた損益)を比較し、VaRを超過する損失が発生していないかを確認することによって、内部モデルの精度の検証を行っています。損失がVaRを超過した件数は年間(262営業日)で0件であり、このことは当行の内部モデルが十分な精度をもって市場リスクを計測していることを示しています(図Dを参照ください)。

? 用語解説

(*1)ALM(Asset Liability Management)

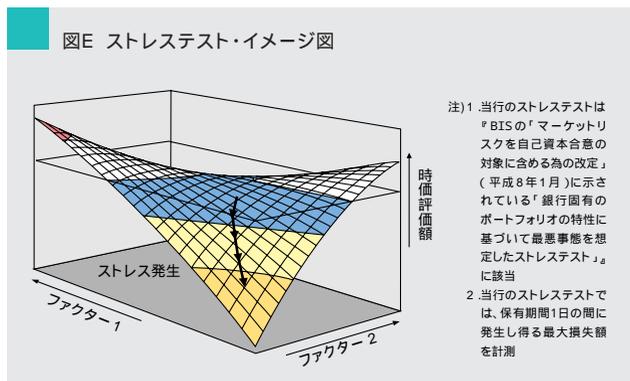
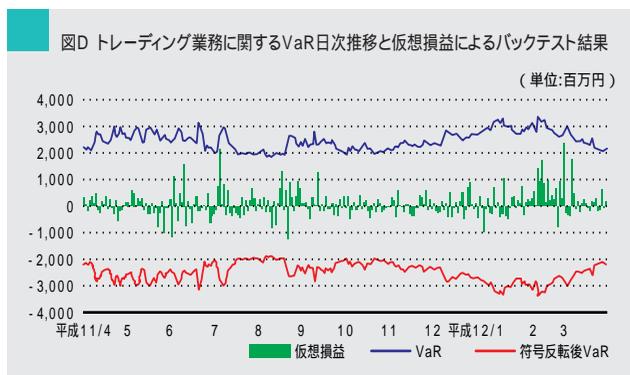
金融機関が、リスクの適性化と収益の極大化を目指して、保有する資産および負債を統合して管理の上、それらに内在する金利リスクおよび資金流動性リスクをコントロールすること。

(*2)公正価値

貸出・公社債ポートフォリオ等のすべての金融資産、および利付金融債・割引金融債・預金等のすべての金融負債並びに金利スワップ・金利オプション等のオフバランス取引を、市場の公正価格(国債、スワップ等の市場取引の実勢レート)により時価評価したもの。

前述のVaRは、平常時の市場環境の下で起こり得る最大損失額を予想する手法ですが、当行では、市場の急変動時における損失額について、最悪の事態を想定したストレステストを導入し、計測しています。当行が行っているストレステストは「急勾配移動法」と称しているもので、これは、リスクファクターのパラメータ（ボラティリティ・相関係数）を考慮した上で、当行が保有するポジションにとって最も不利となる市場変動（ストレスシナリオ）を推計し、その際に発生し得る最大損失額を求める手法です（図Eは、リスクファクターが2個の場合のストレスシナリオを求める際のイメージを示しています）。

平成12年3月末時点におけるトレーディング全拠点の保有ポジションにおけるストレステストの結果は、18億円となっています（テストは一般市場リスクを対象としております。なお、平成12年3月末の一般市場リスクに関するVaRは11億円です）。



流動性リスクの管理

資金流動性リスク

資金流動性リスクとは、市場環境変化等により、国内外拠点において必要な資金調達が困難になるリスクや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。金融機関として取引先の多様な金融取引ニーズにお応えしていく上では、資金の流動性を安定的に確保していく必要があり、資金流動性リスクの管理は、金利リスクのコントロールと並ぶALM運営の重要な課題です。

資金流動性リスク管理に当たっては、フロントオフィスが年度・月次で貸出・調達等の資金収支計画を詳細に作成し運営するとともに、統合リスク管理部は現在のバランスシートから計測されるネットキャッシュ・フロー情報に基づき、将来発生する資金不足を定量的に予測しています。さらに、追加的に資金調達可能と考えられる金額をこの資金不足額と比較しながら、資金ギャップ状況につき分析・提言を行っています。

当行では、こうした平常時における各種の施策に加え、流動性リスク発生ケースを数段階で設定し、各段階に応じた対応策を定めています。

市場流動性リスク

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

市場流動性リスクの管理に当たっては、日々の要調達額や市場性商品の運用額について、市場規模等を勘案した一定の上限枠を設定しており、統合リスク管理部にて遵守状況をモニタリングしています。

用語解説

(* 3) 分散共分散法

一次感応度(デルタ)に対するVaRを算出する手法。金利・為替等のリスクファクターの将来の動きを表すパラメータであるボラティリティ・相関係数を用いて、個々のリスクファクターの変動性だけでなく、相異なるリスクファクター間の連動性も反映させた上でリスク量を算出します。

(* 4) モンテカルロシミュレーション法

金利・為替等のリスクファクターの変動の様子を、乱数を用いて生成し、生成されたリスクファクターの変動が実現したと仮定した場合に、保有ポジションから発生する損益を把握した上でVaRを計算する手法。

事務リスク管理体制

当行では事務リスクを「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故を起こすことによって信用の基盤が損なわれ、有形・無形の損失を被るリスク」と定義付けています。規制緩和による新規業務取り扱いの開始や業務の一部の外部委託(アウトソーシング)等に伴い、銀行が抱える事務リスクは年々多様化・複雑化しています。

当行では、事務管理部が関係各部との密接な連携の下、事務リスク全般の管理を行っています。また各部室店への事務検査については、検査部が年1回を目処に行っています。

具体的には、事務リスクの軽減のために、以下の施策を実行しています。

- ① 「事務リスク管理に係る基本方針」を制定することにより、事務リスク管理の重要性並びに各行員が果たすべき役割を全行的に周知徹底。
- ② 同方針に基づいた、各種事務処理を行うためのルールの整備・見直し作業、並びにこれらルールの厳格な運営管理。
- ③ 事務品質の向上のため、事務管理部を中心とした事務研修制度の充実、事務指導の徹底等。

システムリスク管理体制

システムリスクとは、コンピューターシステムの停止や誤作動、あるいは不正使用等により、業務の停止や重要情報の外部漏洩等、当行が損失を被るリスクです。

当行では、これらのリスクを極力未然に防止し、万一の場合の損失をできるだけ抑えるため「システムリスクの管理に係る基本方針」を定め、システム企画部を中心とした関係各部によるIT委員会を定期的に開催し、システムリスクに対する全行的な対策を審議・検討する体制を整えています。

なお、具体的な安全対策は以下の通りです。

- ① 重要なシステムについては、万一の事故や災害に備えハードウェア(ホストマシン、サーバー等)や回線を二重化、プログラムおよびデータのバックアップを取得。
- ② 特に、基幹システムである国内勘定系システム並びに対外決済系システムについては、大阪地区にバックアップセンターを設置。
- ③ 不正防止の観点から、マシンルームへの入退室管理やアクセスコントロールチェックに加え、ハッカーやウィルス等の外部からの不正アクセスに対してもファイアウォールサーバーを設置する等の対策を実施。
- ④ 主として情報保護の観点から、各部店でセキュリティ管理者を指名し、セキュリティ関連ルールに基づく運営を徹底。
- ⑤ 万一のシステムトラブル発生の場合には、速やかにこれを発見し、復旧を図るとともに、今後の再発防止策を講じる体制を整備。

法務リスク管理体制

法務リスクとは、当行の経営判断や個別業務の諸取引において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、当行に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスクです。多種多様な立法、銀行業務の多様化・国際化、近時の金融特許問題等、銀行を巡る環境が大きく変化中、個別融資案件、ストラクチャードファイナンス、デリバティブ取引、その他銀行全般の多様で複雑な金融取引や、銀行経営上の諸問題に内在する法務リスクは、年々増加の一途を辿っています。

このような法務リスク全般を管理する部署として、当行は、法務部を設置し、海外拠点に所属する法律専門家に加え、国内外の一流の弁護士事務所や法律家との密接な連携の下、グローバルかつきめ細かい法務対応を行っています。

具体的には、当行の経営・業務上の諸問題に対して法務リスクの見地からの検討・提言を行うとともに、複雑化・国際化する法的紛争に対処するため、組織的で効率的な危機管理・訴訟戦略の立案および遂行も行っています。また、刊行物、通信教育および様々な行内研修を通じて、行員全体のリーガルマインドの向上と法務知識の充実にも努めています。

新商品委員会の設置

新たなリスクを有する金融商品の取引開始等に当たっては、新商品委員会を開催、信用・市場・事務・システム・法務等の各リスクについて、多方面からの検討を行っています。

検査体制等

内部管理体制の充実のため、当行では検査部・考査部を設置しています。

検査部では事務処理の厳正化、業務運営の適正化および事故防止の観点から、国内の本支店、海外拠点および国内連結対象子会社の各業務の検査を行うとともに、内部管理体制の構築、法令の遵守、適正な業務処理の確保並びに経営効率化の見地から、改善を要する事項を指摘し是正させるとともに、不正・過誤の防止を図っています。

また近年のコンピューターシステムの高度化等に対して、検査部内にシステム監査室を設置し、コンピューターシステムの企画開発および運用等に関連する業務の監査を行っています。

一方、金融機関経営の健全性確保を目的とする銀行法等の改正いわゆる「早期是正措置」の導入を受けて、考査部を設置し、資産の自己査定結果等に関する監査業務を行っています。

業務内容が多様化している米国においては、ニューヨークに米国拠点から独立した米州部を特に設置し、米国拠点の内部監査および資産監査のサポート業務、米国法遵守に係わる助言等、きめ細かい管理を行っています。

法令遵守の体制

法令遵守の基本方針

当行は、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を最重要課題の一つとして取り組んでいます。

当行は、経営理念の一項目として「社会への貢献と社会的責任の自覚」を掲げていますが、これは当行が、法令に止まらず、広く社会規範まで含めたコンプライアンスを強力に推進することによって、社会の一員として高い評価を得ることを標榜するものです。

銀行を巡る環境が激しく変化する中、関連法令も大幅に改定され、また社会規範も変化のスピードを速めています。このような状況下、ルール違反の発生を防止するためには、コンプライアンスの重要性を認識するだけに止まらず、ルールを正確に理解し実践することが強く求められています。また、万一法令違反が生じた場合には、これを早急に発見し、対処するとともに、再発防止に万全を期すことが必要となります。

そこで、当行は、諸法令・通達・規程類等の一元管理、並びにコンプライアンスに関する企画立案および監理を徹底するため、平成11年6月、管理部の部内室であったコンプライアンス統括室を、要員を拡充の上分離独立させ、コンプライアンス統括部としました。コンプライアンス統括部では体制・諸規程等を整備の上、教育研修・諸連絡を通じて、行員に対し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。また、新たにコンプライアンス監査の手法を導入し、部室店での第一次監査、検査部の第二次監査を実施しています。

法令遵守の運営体制

当行では、コンプライアンス統括部・法務部・考査部・検査部を、業務運営に当たる他部署から独立した内部管理・監査グループとして明確に位置付けました。この4部は、コンプライアンス統括責任者(副頭取)の直轄とし、その指揮下、協力して客観的な立場でコンプライアンス業務を推進する体制を構築しています。具体的には、コンプライアンス統括部がコンプライアンス業務に関する本部として、総合的な企画立案、統括機能を担い、法務部は具体的なリーガルチェックや法令研究を担当します。また、コンプライアンス監査としては、考査部が融資案件に関する監査を、検査部がそれ以外の全般的なコンプライアンス監査を実行します。

また、日常業務に係わるコンプライアンスは、各業務本部にコンプライアンス・オフィサーを設置し、各ビジネスユニット毎にユニット単位の法令遵守を推進するとともに、全部室店に責任者を配置して部室店単位のコンプライアンス業務推進に当たっています。これらのビジネスユニットや部室店毎のコンプライアンス業務の推進状況はコンプライアンス統括部に報告され、必要に応じてコンプライアンス統括部が指導、勧告をすることとなっています。

なお、昨年6月の機構改編で、監査役会室を設置しました。監査役の業務監査機能のサポート体制を強化することを目的とするもので、監査役会の直屬とし、組織上の独立性を確保しています。

法令遵守の体制

